

鳥取県告示第251号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大倉土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成23年4月22日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

就任した役員の氏名及び住所

理事 福 光 孝 行 東伯郡北栄町大島753

平成23年3月15日就任 任期 平成25年3月31日まで